

Q 1 電子処方箋とはなにか？運用開始に向けてどのような準備が必要か？

A 1 電子処方箋とは、電子的に処方箋の運用を行う仕組みであるほか、複数の医療機関や薬局で直近に処方・調剤された情報の参照、それらを活用した重複投薬のチェックなどを行えるようになります。

電子処方箋の概要及び運用開始に向けての情報は、以下のページを御参照ください。

■電子処方箋（医療機関・薬局向け）（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html>

■電子処方箋 運用開始に向けて役立つ資料（PDF）（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001076297.pdf>

（概要案内やメリット説明動画、運用マニュアル、準備作業の手引等のリンク集）

**Q 2 電子処方箋管理サービスを導入すると、どんなメリットがありますか？**

A 2 電子処方箋は、オンライン資格確認の仕組み（オンライン資格確認等システム）を基盤とした「電子処方箋管理サービス」を通して、医師・歯科医師・薬剤師間で処方箋をやり取りする仕組みです。

医師・歯科医師が処方箋を「電子処方箋管理サービス」に登録し、薬剤師がその処方箋を「電子処方箋管理サービス」から取得して、お薬を調剤します。

処方箋受付時や調剤内容確定までの任意のタイミングで、その調剤内容が重複投薬や併用禁忌に該当しないかのチェックをすることが可能です。

また、マイナンバーカードで患者本人の同意を得た場合、オンライン資格確認等システムで参照できる情報に加え、複数の医療機関や薬局で直近に処方・調剤された情報の参照が可能となり、より患者に寄り添った対応を行うことができます。

さらに、紙の処方箋に比べて迅速かつ正確に処方情報を共有できるため、用法・用量の記載漏れや手書きで読めないこともなくなるなど、医師・歯科医師と薬剤師とのコミュニケーションの円滑化などが期待できます。

Q 3 逆にデメリットなどはありますか？

A 3 デメリットということではありませんが、システム導入費用というコストがかかります。そのため、導入費用の負担軽減策として国による補助金制度が設けられているほか、国の補助金に上乗せして助成するのが、県の補助制度です。

また、どんなシステムでもシステムトラブルを100%回避することはできません。システムがダウンした場合、処方箋の発行や管理に支障をきたすことがありますので、こうしたリスクがありうることをご理解いただく必要があります。

なお、医療スタッフや薬剤師が新しいシステムに慣れるまである程度時間がかかる場合があります。

Q 4 どのような施設が補助の対象となりますか？

A 4 国の電子処方箋管理サービスに関連する補助金（以下、「ICT 基金」という。）の交付決定を受けた保険医療機関（医科、歯科）、保険薬局が補助の対象となります。

Q 5 既に ICT 基金の交付決定を受けて、電子処方箋の運用を開始していますが、県補助金は申請できますか？

A 5 県補助金の募集開始前に電子処方箋管理サービスを導入した施設であっても、ICT 基金の交付決定を受けている場合は、県補助金の申請が可能です。

Q 6 電子処方箋管理サービスの導入を完了し、これから ICT 基金の交付申請を行いますが、県補助金を同時に申請できますか？

A 6 いいえ、同時には申請できません。県補助金の交付対象は、ICT 基金の交付決定を受けた施設に限りますので、ICT 基金の交付決定後に申請をお願いします。

Q 7 県補助金を申請するとき、必要な書類や手続きの方法について教えてください

A 7 申請は「ぐんま電子申請システム」によるオンライン申請のみとなります。

以下の書類を準備のうえ、オンライン申請してください。

【必要な書類】※画像やPDFなどアップロードしていただくことがあります。

①電子処方箋管理サービス導入に係る領収書及び内訳書

※ICT 基金に提出したもの（補助対象事業費が確認できるもの）

②ICT 基金から発行された補助金交付決定通知書

③電子処方箋管理サービス導入に係る総事業費がわかるもの（税込み額）

（総事業費は補助対象事業費と対象外事業費を合わせた事業費のこと）

④総事業費のうち、一部に寄付金その他収入を費用に充てていた場合、寄付金その他収入額がわかるもの（ICT 基金の補助金は除きます）

⑤申請者名義の振込先金融機関通帳

Q 8 県補助金の申請期限（令和 7 年 1 月 31 日）に間に合わせるためには、いつまでに電子処方箋管理サービスの導入を完了し、ICT 基金を申請する必要がありますか？

A 8 ICT 基金について、申請から交付まで約 2 カ月程度の時間を要すると聞いています。遅くとも令和 6 年 10 月ごろまでに電子処方箋管理サービスの導入を完了し、ICT 補助金の交付申請を行う必要がありますので、早めにシステムベンダ等に導入をご相談ください。（申請期限後の申請は受け付けられませんのでご注意ください。）

Q9 ICT基金の事業者一括申請を行った場合、県補助金についても一括申請できますか？

A9 いいえ、県補助金については一括では申請できません。対象施設ごと、ICT基金交付決定ごとに1件の申請としてください。

Q10 チェーン薬局ですが、群馬県以外に所在する施設も申請できますか？

A10 いいえ、申請いただけるのは群馬県内に所在する保険医療機関（病院・診療所）及び保険薬局のみです。群馬県以外に所在する施設については、該当都道府県にお尋ねください。

Q11 この補助事業は全都道府県で実施しているのですか？

A11 いいえ、全都道府県では実施しておりません。補助事業について事業実施のため国から内示を受けているのは、本県を含め以下のとおりです。（令和6年6月時点）

青森県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、長野県、愛知県、三重県、大阪府、広島県、山口県、福岡県、熊本県

Q12 ICT基金は令和7年9月まで受付していますが、県補助金の申請期限を延長する予定はありますか？

A12 現時点では、申請期限を延長する予定はありません。

県補助金は、厚生労働省実施事業「医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）」を財源とする令和6年度単年度事業のため、来年度も同様の事業を継続するかは未定です。お早めの対応をお願いします。

Q13 電子処方箋サービス導入後にかかるランニングコスト（メンテナンス費用を含む）も補助対象になりますか？

A13 電子処方箋サービス導入後にかかるランニングコスト（メンテナンス費用を含む）は、補助対象外となります。

Q14 申請の際の事業区分は、①基本機能のみ、②追加機能のみ、③基本機能と追加機能の同時導入のうち、どの区分を選択すればよいですか？

A14 ICT基金の交付申請において選択した区分と同じ区分を選択してください。どの事業区分による交付かは、ICT基金交付決定通知書の標題により見分けることができます。

なお、追加機能分を含む申請（②・③）は1回のみ可能であり、複数回に分けて申請することはできません。

Q15 県補助金の補助額を具体的に知りたいのですが

A15 県補助金の補助率や補助上限額は次のとおりです。

単位：円

申請区分	県補助金	大規模病院 病床数200床以上	病 院 病床数200床未満	診療所	薬局
初期導入	導入費用（上限）	4,871,000	3,263,000	391,000	391,000
	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	811,000	543,000	97,000	97,000
新機能追加導入	導入費用（上限）	1,361,000	1,007,000	247,000	259,000
	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	226,000	167,000	61,000	64,000
同時導入 (初期・新機能)	導入費用（上限）	6,023,000	4,061,000	543,000	555,000
	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	1,003,000	676,000	135,000	138,000

【参考】基金の補助金の補助率や補助上限額は次のとおりです。

単位：円

申請区分	基金補助金	大規模病院 病床数200床以上	病 院 病床数200床未満	診療所	大型チェーン薬局	薬局
初期導入	導入費用（上限）	4,866,000	3,259,000	387,000	387,000	387,000
	補助率	1/3	1/3	1/2	1/4	1/2
	補助上限額	1,622,000	1,086,000	194,000	97,000	194,000
新機能追加導入	導入費用（上限）	1,356,000	1,000,000	245,000	256,000	256,000
	補助率	1/3	1/3	1/2	1/4	1/2
	補助上限額	452,000	333,000	123,000	64,000	128,000
同時導入 (初期・新機能)	導入費用（上限）	6,022,000	4,059,000	542,000	553,000	553,000
	補助率	1/3	1/3	1/2	1/4	1/2
	補助上限額	2,007,000	1,353,000	271,000	138,000	277,000

※大型チェーン薬局は、グループで処方箋受付が月4万回以上の薬局

Q16 ICT 基金と県補助金を合わせると、導入費用のうち補助金の割合はどのくらいですか？

A16 具体例でみましょう。

【事例】大規模病院：基本機能と新機能追加を一体で導入した実費用が650万円とした場合

- 基金補助金 実事業費 6,500,000円
- 導入費用（上限） 6,022,000円
- 補助率 1/3
- 補助額（上限） 2,007,000円（イ）
- 県補助金 実事業費 6,500,000円
- 導入費用（上限） 6,023,000円
- 補助率 1/6
- 補助額（上限） 1,003,000円（ロ）

○補助金 計 3,010,000円（イ＋ロ）

○補助金の占める割合 $3,010,000 \text{円} \div 6,500,000 \text{円} \times 100 = 46.3\%$

実費用は650万円ですが、約46%の補助金が助成されるので、病院の実質的な負担額は349万円となります。

※県補助金の算定では、総事業費のうち寄付金やその他収入がある場合、補助額が少なくなることがあります。

<事例のイメージ>

実事業費 650万円		
導入費用（上限） 602.3万円		
補助金計 301万円		病院実質負担額 349万円
基金補助金 200.7万円	県補助金 100.3万円	

Q17 令和5年度に基本機能を導入し、令和6年度に新機能を追加導入しました。いずれも ICT 基金から補助金交付決定の通知を受けています。その場合、どの区分を選択すればよいですか？

A17 申請区分「①基本機能導入」と「②新機能導入」を選択していただきます。
なお、同時申請ができませんので、申請区分①②ごとに申請してください。

Q18 県補助金の交付条件である「県が別に指定する電子処方箋の活用・普及促進に係る取組（ポスター掲示、アンケート調査等）」とは、どのような取組ですか？

A18 別途、ご案内する予定ですが、電子処方箋の活用・普及促進に係るポスターの掲示やアンケート調査などにご協力いただくことを予定しています。